

## 京都大学桂図書館における他機関所蔵資料利用に関する内規

令和3年10月1日

桂図書館長裁定制定

### (趣旨)

第1条 この内規は、京都大学桂図書館利用規程（令和2年4月1日桂図書館運営委員会決定。以下「規程」という。）第24条および第30条に基づき、京都大学桂図書館（以下「図書館」という。）における他機関の所蔵資料の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (利用者)

第2条 他機関の所蔵資料を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、当該資料を学習、教育又は研究の用に供することを目的とした、規程第3条第1号から第3号に掲げる者とする。

### (訪問利用)

第3条 他機関所蔵資料の訪問利用を希望するときは、図書館に事前調査及び紹介状等の発行を依頼することができる。

### (借受利用)

第4条 利用者は、他機関より借り受けた資料を図書館内の所定の場所で閲覧するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、貸出機関が許諾を与えた場合に限り、所定の場所外での閲覧を認めるものとする。

### (複写利用)

第5条 当該資料の利用を希望した利用者が、借り受けた資料の複製を求める場合、貸出機関が著作権法第31条の権利制限によって例外的に無許諾で複製を作製することができる図書館であること、および、利用者が求める複製物が著作権法第31条第1号の範囲内であることを確認できたときに、その求めを受け付ける。

2 前項の規定にかかわらず、借受機関が借受資料を複製することを、貸出機関が明示的に禁止している場合には、複製を作成しない。

### (弁償責任)

第6条 図書館は他機関より借り受けた資料について、責任を持ち保全に努める。万一、紛失あるいは汚損があった場合は誠意を持って対応し、貸出機関の規定等に従い弁償する。

2 借受資料を紛失あるいは汚損した利用者は、速やかに図書館長に届け出なければならない。

3 図書館長は、第2項における紛失、汚損した者には貸出機関の規定等に従い、弁償を求

めることができる。

附 則

この内規は、令和3年10月1日から施行する。